

憲法と人権

根本 猛 静岡大学法科大学院教授
前静岡県人権会議会長



1. 憲法の主要な役割は人権保障

18世紀末以降の欧米では、人権保障と権力分立が憲法の不可欠の内容と考えられるようになりました。

本来、国家や政府は、私たちの広い意味での幸せを実現するためにはありません。現実には、警察や消防、裁判制度のほかさまざまな行政サービスなしに私たちの平穏な暮らしは考えられません。

しかし、国家・政府は善意であったとしても、しばしば余計なことをしがちだというのが欧米の歴史の教訓です。たとえば宗教の問題です。権力を握っている多数者が、自らが最善と信ずる宗教を少数者に強制すれば血みどろの闘いは必至でしょう。

そうならないように、国家・政府は本来の役割に専念し人々の私的領域（思想、宗教、生き方など）に踏み込んでほしくないことをはっきりさせたのが人権保障です。日本の憲法もさまざまな人権を保障しています。

権力者が暴走し始めたとき、一人の人やひとつの機関が権力を独占していれば、国民の災厄は計り知れないでしょう。そんなときに他の機関が待ったをかけられるようにというのが権力分立の考え方です。

2. 「憲法は法律の親分みたいなもの」ではない

法律は、人権や公益を守るという良い目的ですが、国民の振る舞いを規律するものです（窃盗は10年以下の懲役、借りた金は返すなど）。憲法は、

法律と正反対のイメージ、国民の幸せを実現するという良い目的で作られたはずの国家・政府が余計なことをしないように規律する（こういう考え方を立憲主義と言います）のが憲法の役割です。

現在の憲法の大部分は、国家が人権を侵害してはいけないという人権保障と、国会・内閣・裁判所の活動に関する統治機構の規定ですが、こうした憲法の役割からすれば自然なことです。また、憲法尊重擁護義務（99条）が、天皇以下の公務員に課され、国民に憲法尊重擁護義務がないのは、現在の憲法の考え方をよく示していると思います。

3. 憲法改正問題の視点

①長らく憲法改正問題の中心は、戦争を放棄し戦力は保持しないと規定する9条をどうするかでした。9条を改正して自衛隊についての疑義を解消し、あわせて集団的自衛権や海外での武力行使を解禁しようという意見があります。要は、他国と同じことをしたいという改正ですが、太平洋戦争の反省から軍隊や戦争については抑制的であるべきと考えてきたわが国の歴史からは慎重な検討が必要ではないでしょうか。

②現在の憲法に対する批判のひとつに、国民の権利や自由ばかりで義務や責任はほとんどなくてバランスが悪いという意見があります。しかし、憲法は国家・政府の暴走に待ったをかけるものという立憲主義の根幹からは憲法

に権利や自由が多いのは当たり前のことです。

今議論になっている、たとえば、国や郷土を守る、和を尊び家族・社会が助け合う、日の丸・君が代を尊重するなど、皆さんのなかにも良いことだという方がいらっしゃるでしょう。私も家族は助け合ったほうが良いと思いますが、それは納豆が健康に良いというのと同じで、国家や政府が憲法を通じて国民に強制すべきことではありません。

③私が何より問題だと思うのは、憲法尊重擁護義務が国民にも課されようとしていることです。現在の憲法の考え方は、「憲法に逆らう公務員は困るが、石原慎太郎さんのように『無効』だとして憲法を否定する国民がいても仕方ない」だったのが、憲法否定の思想や表現は規制される可能性がでてきます。

4. どう考えたら

自由や民主主義を重んじ、国家や政府はそれ自体に価値があるわけではなく国民が幸せになるための道具であると考えるのが西欧的価値観です。もちろんそうじゃない国もあります。現在の憲法がお手本にしたアメリカやフランスのような国と、西欧的価値観を共有しているようにはみえない国のどちらが自分にフィットするかを考えれば、自ずから答えはみえてくるのではないのでしょうか。